

【新旧対照表】令和5年度 大田区特定子ども・子育て支援施設等指導検査基準の主な改正内容（運営管理）

1. 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設の評価基準

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
1 保育に従事する者の数及び資格	<p>【調査事項】</p> <p>(2) 保育に従事する者の有資格者の数</p> <p>【考え方】</p> <p>有資格者は、保育士(国家戦略特別区域法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別限定保育士保育士。以下同じ。)又は看護師(助産師及びほけ遠視を含む。以下同じ。)の資格を有する者をいう。</p> <p><u>※指導基準1の調査事項(3)により評価を行う場合は、本項目は適用しない。</u></p>	<p>【調査事項】</p> <p>(2) 保育に従事する者の有資格者の数</p> <p>【考え方】</p> <p>有資格者は、保育士(国家戦略特別区域法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別限定保育士保育士。以下同じ。)又は看護師(助産師及びほけ遠視を含む。以下同じ。)の資格を有する者をいう。</p>	国基準改正
1 保育に従事する者の数及び資格	<p>【調査事項】</p> <p><u>(3) 国家戦略特別区域法第8条第7項の内閣総理大臣の認定を受けた国家戦略特別区域内に所在する施設における指導基準1の調査事項(2)に係る特例</u></p> <p><u>※「国家戦略特別区域の区域内に所在する認可外保育施設であって当該施設を利用する児童の全て又は多くが外国人であるものに係る認可外保育施設指導監督基準の取り扱いについて」(平成27年8月7日付雇児発第0807第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)に基づき、評価を行う。</u></p> <p>【調査内容】</p> <p><u>a 過去3年間に保育した乳幼児の概ね半数以上が外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)であり、かつ、現に保育する乳幼児のおおむね半数以上が外国人であるか。</u></p>	<p>【調査事項】</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>【調査内容】</p> <p><u>(新設)</u></p>	国基準改正

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<p><u>b 外国の保育資格を有する者その他外国人である乳幼児の保育について十分な知識経験を有すると認められる者を十分な数配置しているか。</u></p> <p><u>c 保育士の資格を有する者を1人以上配置しているか。</u></p> <p>【評価事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>過去3年間に保育した乳幼児の概ね半数以上が外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)でない。または、現に保育する乳幼児のおおむね半数以上が外国人でない。【C】</u></li> <li>・ <u>外国の保育資格を有する者その他外国人である乳幼児の保育について十分な知識経験を有すると認められる者を十分な数配置していない。【C】</u></li> <li>・ <u>保育士の資格を有する者を1人以上配置していない。【C】</u></li> </ul> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指導監督基準1</li> </ul>	<p>【評価事項】 <u>(新設)</u></p> <p>【根拠法令等】 <u>(新設)</u></p>	
1 保育に従事する者の数及び資格	<p>【調査事項】 <u>(4)</u>保育士の名称</p>	<p>【調査事項】 <u>(3)</u>保育士の名称</p>	<p>【調査事項】新設のため番号変更</p>

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
3 非常災害に対する措置	<p>【調査事項】 (2)a 非常災害に対する具体的計画(消防計画)の策定</p> <p>【調査内容】 (a)具体的計画＝消防計画が適正に作成され届出が行われているか。</p> <p>※消防法上、収容人員（防火対象物に出入し、勤務し、又は居住する者の数をいう。建物全体で判断する。）が30人以上の施設については、作成及び届出の義務がある。収容人員が30人未満の施設であっても、児童の安全確保の観点から具体的計画（消防計画）を作成すること。</p> <p>※消防計画の内容に変更の必要がある場合は、変更届の提出を行うものとする。</p> <p><u>※感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）についても策定するよう努めること。</u></p>	<p>【調査事項】 (2)a 非常災害に対する具体的計画(消防計画)の策定</p> <p>【調査内容】 (a)具体的計画＝消防計画が適正に作成され届出が行われているか。</p> <p>※消防法上、収容人員（防火対象物に出入し、勤務し、又は居住する者の数をいう。建物全体で判断する。）が30人以上の施設については、作成及び届出の義務がある。収容人員が30人未満の施設であっても、児童の安全確保の観点から具体的計画（消防計画）を作成すること。</p> <p>※消防計画の内容に変更の必要がある場合は、変更届の提出を行うものとする。</p>	根拠法令改正
7 健康管理・安全確保	<p>【調査事項】 (8)安全確保</p> <p>【調査内容】 a <u>施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い、乳幼児の安全の確保に配慮した保育が実施されているか。</u></p> <p><u>b 職員に対し、安全計画について周知されるとともに、安全計画に定める研修及び訓練が定期的に行われているか。</u></p>	<p>【調査事項】 (8)安全確保</p> <p>【調査内容】 a 乳幼児の安全の確保に配慮した保育<u>を実施しているか。</u></p> <p>(新設)</p>	根拠法令改正

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<p><u>c 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されているか。</u></p> <p><u>d 事故防止の観点から、その施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図っているか。</u></p> <p><u>e 不審者の立入防止などの対策や、緊急時における乳幼児の安全を確保する体制を整備しているか。</u></p> <p><u>f 賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えているか。</u></p> <p><u>g 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっているか。</u></p> <p><u>h 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しているか。</u></p> <p><u>i 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、消防署等が実施する救命講習を受講し、緊急通報訓練（119番通報等の訓練）を定期的実施すること。</u></p> <p><u>j プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしているか。</u></p> <p><u>k 児童の食事に関する情報や当日の児童の健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去すること、また、食物アレルギーのある児童については生活管理指導票表等に基づいて対応しているか。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>b 事故防止の観点から、その施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図っているか。</p> <p>c 不審者の立入防止などの対策や、緊急時における乳幼児の安全を確保する体制を整備しているか。</p> <p>d 賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えているか。</p> <p>e 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっているか。</p> <p>(新設)</p> <p>f 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、消防署等が実施する救命講習を受講し、緊急通報訓練（119番通報等の訓練）を定期的実施すること。</p> <p>g プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしているか。</p> <p>h 児童の食事に関する情報や当日の児童の健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去すること、また、食物アレルギーのある児童については生活管理指導票表等に基づいて対応しているか。</p>	

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<p><u>l</u> 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、保育室内及び園庭内の点検を定期的実施しているか。</p> <p><u>m</u> 事故発生時には速やかに当該事実を都に報告しているか。</p> <p>※死亡事故、重傷事故事案、食中毒等重大な事故が生じた場合、昭和 57 年 6 月 15 日付 57 福児母第 144 号「認可外保育施設に対する指導監督要綱実施細目」第 4 条第 2 項により報告を行うこと。</p> <p><u>n</u> 園外保育時に複数の保育従事者が対応しているか。</p> <p>※バス等により児童の送迎を行う場合も、緊急時の対応に備え、運転手の他に 1 名以上の職員が同乗することが望ましい。</p> <p><u>o</u> 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。</p> <p>【評価事項】</p> <p><u>a・安全計画が策定されていない。【C】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育室その他乳幼児の出入りする場所には危険物防止に対する十分な配慮がされていない(危険物が置かれている、書庫等が固定されていない、落下物がある、コンセント類が危険など)【B】</li> </ul> <p><u>b・職員に対し、安全計画について周知されていない。【C】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全計画に定める研修及び訓練が定期的実施されていない。【C】</li> </ul> <p><u>c・保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されていない。【C】</u></p>	<p>i 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、保育室内及び園庭内の点検を定期的実施しているか。</p> <p>j 事故発生時には速やかに当該事実を都に報告しているか。</p> <p>※死亡事故、重傷事故事案、食中毒等重大な事故が生じた場合、昭和 57 年 6 月 15 日付 57 福児母第 144 号「認可外保育施設に対する指導監督要綱実施細目」第 4 条第 2 項により報告を行うこと。</p> <p>k 園外保育時に複数の保育従事者が対応しているか。</p> <p>※バス等により児童の送迎を行う場合も、緊急時の対応に備え、運転手の他に 1 名以上の職員が同乗することが望ましい。</p> <p>1 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。</p> <p>【評価事項】</p> <p>a (新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育室その他乳幼児の出入りする場所には危険物防止に対する十分な配慮がされていない(危険物が置かれている、書庫等が固定されていない、落下物がある、コンセント類が危険など)【B】</li> </ul> <p>b (新設)</p> <p>c (新設)</p>	

該当箇所	改正内容		改正理由
	新	旧	
	<p><u>h・児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認していない。【C】</u></p> <p>【根拠法令等】</p> <p>a・<u>指導監督基準7(8)</u></p> <p>b・<u>指導監督基準7(8)</u></p> <p>c・<u>指導監督基準7(8)</u></p> <p>h・<u>指導監督基準7(8)</u></p>	<p>h (新設)</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>a (新設)</p> <p>b (新設)</p> <p>c (新設)</p> <p>h (新設)</p>	